



令和 7 年度



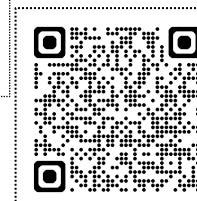
立川市保育施設利用申込みのしおり

目 次

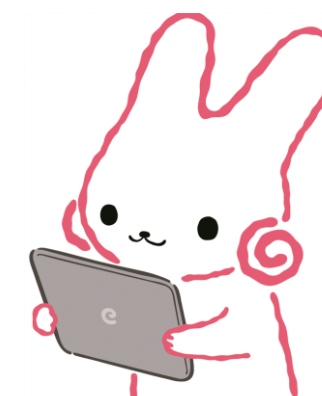
○ 4 月入所 (窓口申請)	・ ・ ・	P 3
○ 5 月以降の入所	・ ・ ・	P 4
○ 郵送申請について	・ ・ ・	P 5
○ 市外の保育園に申し込む方 ・ 市外から申し込みをされる方	・ ・ ・	P 6
○ 申込みに関する注意事項	・ ・ ・	P 1 0
○ 利用調整について	・ ・ ・	P 1 1
○ 認定について	・ ・ ・	P 1 3
○ 利用者負担額 (保育料)	・ ・ ・	P 1 4
○ 保育施設一覧	・ ・ ・	P 1 5
○ 申込みに関する Q&A	・ ・ ・	P 1 9
○ 申込書の記入例	・ ・ ・	P 2 2

育休の延長予定がある方は、保育課に提出する前に利用申込書のコピーを取ってください。育児休業給付金などに関する質問等は、管轄のハローワークにご確認ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請でも受付しています。まずはこちらをご覧ください。



保育施設の募集状況など、立川市ホームページでも情報を公開しています。



©立川市

第 1 版

令和 6 年 9 月 18 日発行

立川市子ども家庭部保育課

〒190-8666 立川市泉町 1156-9

電話 042-523-2111 内線 1326～1330

立川市内の保育施設MAP

- 認可保育園
- 家庭的保育施設、小規模保育施設
- ◆ 認定こども園

各施設の所在地は
パソコン、スマートフォン
からご覧いただけます。
検索エンジンでは
「立川市の保育園マップ」で
検索してください。



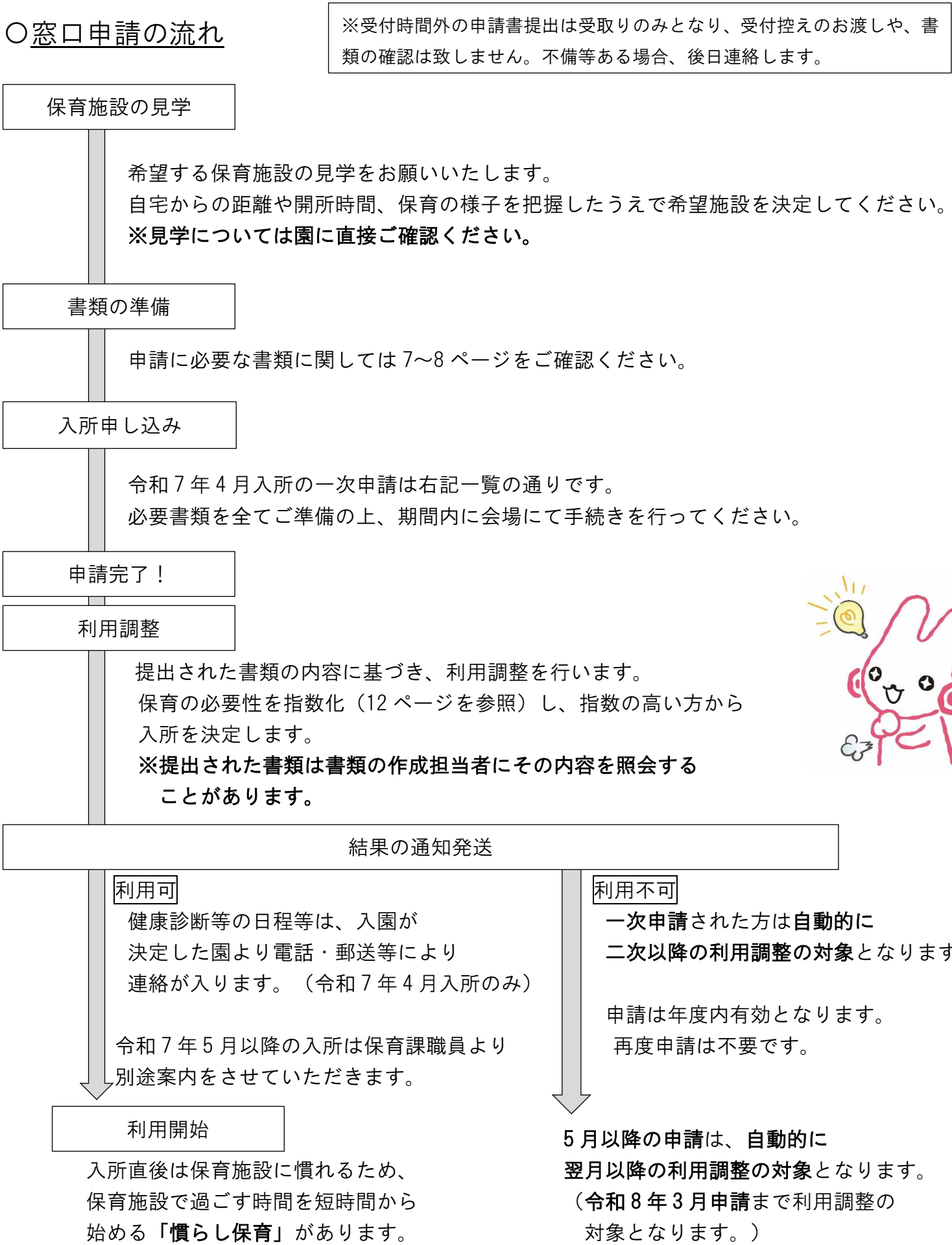
※各施設の連絡先や利用時間、定員等の情報は
しおり 15 ページ又は別冊の保育園案内をご覧くだ
さい。

保育園案内はこちら



【令和7年4月入所について】窓口申請（立川市民の方）

○窓口申請の流れ



○一次申請

日程（月曜～金曜）	申請会場	受付時間
11月1日（金） ～11月15日（金） ※土日祝日を除く	市役所 101 会議室	9時～12時 14時～16時 ※16時以降の受付は翌日 受付扱いとなります。

土曜、日曜は下記日程のみの受付となります。

日程	申請会場	受付時間
11月4日（月祝）	こども未来センター 201・202 会議室	9時30分～ <u>13時</u>
11月9日（土）	市役所 101 会議室 西砂学習館 2F 第一教室	9時～12時

1月23日（木）	結果の通知発送予定
----------	-----------

- 一次の結果に関する電話での照会は、令和7年1月28日（火）以降可能です。
- 土日は、市外保育園の申請は可能ですが、必要な書類や締め切りなどを確認することができません。
- 令和6年11月1日～令和7年2月24日までの出産予定の児童も、上記の期間に申込みができます。（ただし、令和7年2月3日までに出産しなかった場合、4月入所は取り消されます。）
申し込みの際は母子手帳の写し（分娩予定日記載のページ）が必要です。

○二次申請

※土日祝日は申込みができません。

日程（月～金）	申請会場	受付時間
11月18日（月） ～2月7日（金） 本庁舎開庁日のみ	市役所保育課 22 番窓口	9時～12時 13時～16時

3月5日（水）	結果の通知発送予定
---------	-----------

- 二次の結果に関する電話での照会は、令和7年3月10日（月）以降可能です。

11月10日（日）が選挙の投票日となった場合、市役所の申請会場が変更になります。（決まり次第ホームページでご案内します。）
大変な混雑が予想されますので、郵送又は電子申請のご利用をお願いします。

○窓口申請の注意事項

- 結果は書面にて、ご自宅へ通知します。
- 申請の取下げ、辞退は、「保育施設 辞退・申込み取下げ届」を下表の期日までにご提出ください。

一次申請の取下げ	令和6年12月13日（金）
一次入所の辞退	令和7年2月7日（金）
二次申請の取下げ	令和7年2月7日（金）
二次入所の辞退	令和7年3月11日（火）

申請を取下げの場合は、すみやかに手続きを行ってください。

入所決定後に辞退をした場合、又は入所取消になった場合、後の申請で利用調整が不利になることがあります。（12 ページ参照）

転所が決定した場合は、辞退しても転所前の保育施設に戻ることはできません。

利用決定後、申込み時の内容と就労状況が異なる場合、又は転職・退職していた場合は、利用決定を取り消すことがあります。

就労（復職）予定で入所が決定したにもかかわらず、産休・育休等を理由に就労（復職）をしない場合は、入所決定を取り消します。

- 申請についての詳細は各ページをご覧ください。
- 市外の保育園に申し込む方・市外から申し込みをされる方・・・P6
 - 申込みに必要な書類・・・P7
 - 申請した内容に変更があった場合・・・P8
 - 申込み時にご注意いただきたいこと・・・P10
 - 実施基準指数表・・・P12
 - 教育・保育給付認定とは・・・P13
 - 保育施設利用者負担額・給食費について・・・P14

【5 月以降の入所の申込みについて】

5 月以降の入所を希望される方は、入所の時期によって申請期間が異なります。

入所希望月		申請期間	結果の通知発送予定
令和7年	5月	2/10～4/15	4/25 頃
	6月	4/16～5/15	5/26 頃
	7月	5/16～6/13	6/25 頃
	8月	6/16～7/15	7/25 頃
	9月	7/16～8/15	8/25 頃
	10月	8/18～9/12	9/25 頃
	11月	9/16～10/15	10/27 頃
	12月	10/16～11/14	11/25 頃
令和8年	1月	11/17～12/15	12/25 頃
	2月	12/16～1/15	1/26 頃
	3月	1/16～2/13	2/25 頃

結果は電話または書面にて、月末までにご連絡します。
結果の通知は利用希望月（初回申請月）にのみ発行し、郵送します。
それ以降の月に結果の通知が必要な場合は、改めて申請が必要です。

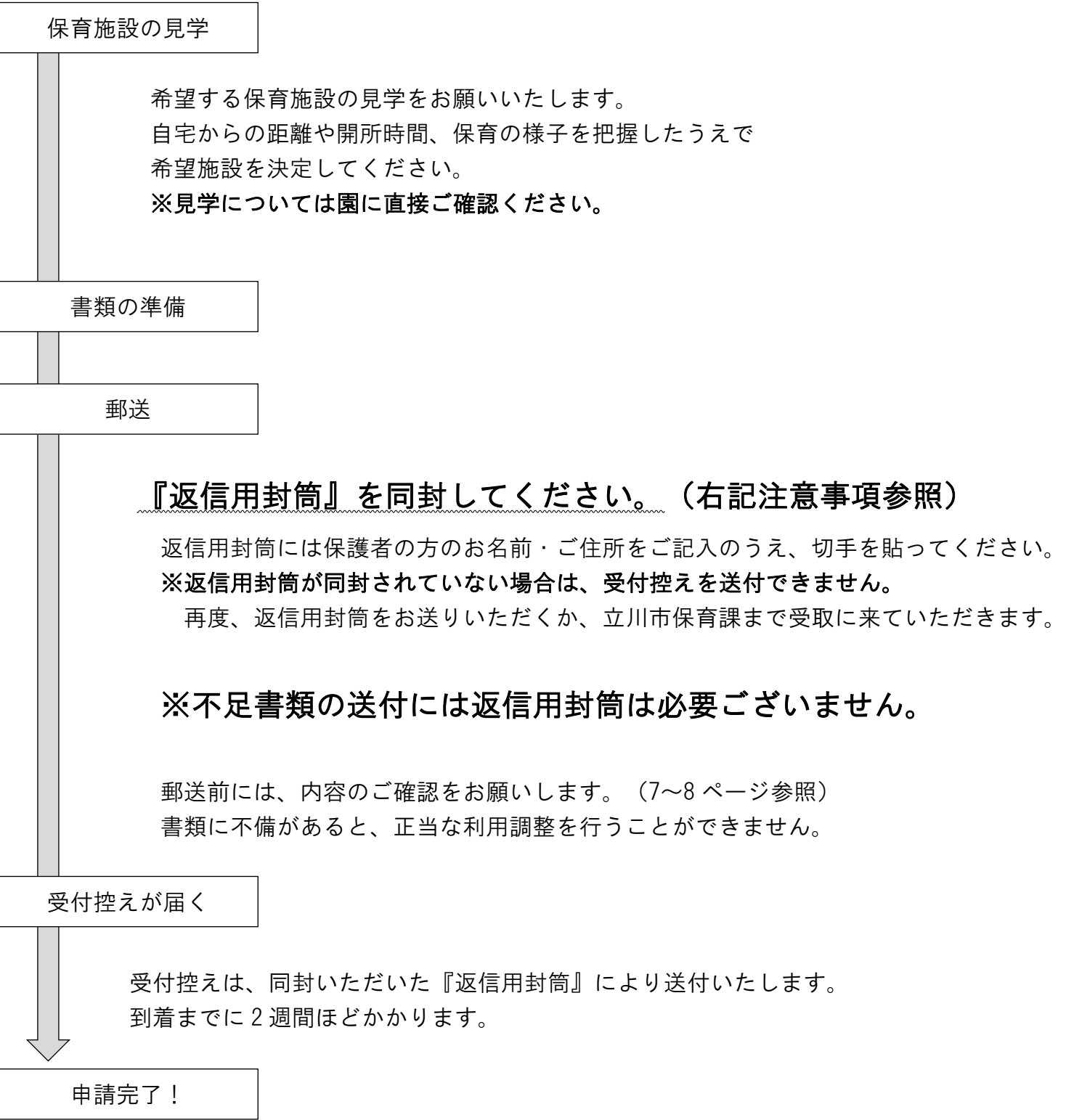
申請は年度内（令和8年3月入所）有効となり、自動的に翌月の利用調整の対象となりますので、再度の申請は不要です。※出産要件は出産予定月・産前2か月・産後2か月の計5か月間有効です。

翌月以降の利用調整の対象となった場合は、入所できる場合のみご連絡します。
令和8年4月入所の申請を希望する際には改めて申請が必要となります。



【郵送申請について】

○郵送申請の流れ



以下の流れは 3 ページの窓口申請の流れをご確認ください。

- 不足書類の提出・希望施設の変更は、申請完了後にもできます。
- 各月の申請期間は窓口申請と同じです。詳細は、P4 をご確認ください。
- 申請書類・不足書類は申請期間内に保育課必着でご提出ください。

○郵送申請の注意事項

- 以下の場合、申請が無効、または正当な利用調整を行うことができません。
添付書類を十分ご確認ください。
①申請期間外に保育課へ書類が届いた場合
②必要書類が不足していた場合、書類に不備がある場合
- 返信用封筒は受付控え（A5・1 枚）を送付するために利用します。
封筒が同封されていない場合、控えの送付ができません。あらかじめご了承ください。

封筒の大きさの目安	貼付する返信用切手金額の目安
A4 用紙を 3 つ折りにした大きさ（長形 3 号）	110 円
A4 用紙を折らずに封入できる大きさ（角形 2 号）	140 円

※封筒は、A5・1 枚が封入できるものであれば、上記以外の大きさでもかまいません。

- 申請完了の確認は、返送される受付控えにておこなってください。電話による照会には応じられないことがあります。
- 必要書類等に不安な点がある場合は、保育課にて事前にチェックを受けることができます。
- 申請の取下げは「保育施設 辞退・申込み取下げ届」を、取下げを希望する月の申請期間内に保育課必着でご提出ください。
入所決定後に辞退をした場合、又は入所取消になった場合、後の申請で利用調整が不利になることがあります。（12 ページ参照）

利用決定後、申込み時の内容と就労状況が異なる場合、又は転職・退職していた場合は、利用決定を取り消すことがあります。

就労（復職）予定で入所が決定したにもかかわらず、産休・育休等を理由に就労（復職）をしない場合は、入所決定を取り消します。

- 窓口申請と違い、不足書類のご案内ができません。

郵送前に今一度ご確認ください。

- FAX 又はメールでの申請受付は行っておりません。

書類に不備があると正当な利用調整を行うことができません。
郵送前に十分ご確認ください。

【市外の保育園に申し込む方・市外から申し込みをされる方】

◎立川市民の方が、市外の保育施設への入所を希望する場合

原則、下表のとおりとなります。
(※ただし例外あり。事前に入所希望の保育施設がある市区町村へご確認ください。)

立川市から入所希望月の前月末までに転出予定がある方	
受付窓口	入所希望の保育施設がある市区町村の保育園入所の担当部署
受付期限	入所希望の保育施設がある市区町村が定める締切日
必要書類	入所希望の保育施設がある市区町村へご確認ください。(市区町村によっては、市外の児童の利用申込を制限している場合があります。)

※選考結果は、申請先自治体から連絡が入ります。
現在認可保育園に在籍している方については、立川市保育課にて、退園もしくは転所が決まらなかった場合の継続通園の手続きが必要です。

立川市から入所希望月の前月末までに転出予定がない方	
受付窓口	立川市役所 保育課 22 番窓口
受付期限	入所希望の保育施設がある市区町村が定める締切日の 1 週間前まで
必要書類	入所希望の保育施設がある市区町村へご確認ください。(市区町村によっては、市外の児童の利用申込を制限している場合があります。)

※選考結果は、立川市からお知らせします。

◎立川市外にお住まいの方が、立川市内の保育施設への入所を希望する場合

原則、下表のとおりとなります。申込みの結果は、結果が決定した時点でお住まいの市区町村からお知らせします。(ただし例外あり。事前にお住まいの市区町村へご確認ください。)

立川市に入所希望月の前月末までに転入予定がある方	
受付窓口	立川市役所 保育課 22 番窓口 (郵送申請可)
受付期限	立川市が定める各入所希望月の期日まで

立川市に入所希望月の前月末までに転入予定がない方	
受付窓口	お住まいの市区町村の保育園の担当部署
受付期限	お住まいの市区町村に、立川市が定める期日の 1 週間前頃までに、ご提出ください。 例) 令和 7 年 4 月一次の場合の締切日 お住まいの市区町村に 11/8 (11/15 立川市必着) となります。
立川市に転入予定がない場合の制限	●以下の申込みは受付できません。 ・認可保育園の 0～1 歳クラス ・地域型保育施設の全クラス ・認定こども園の 0～1 歳クラス ●利用調整は立川市民の方を優先して選考を行い、その後、空いた枠で転入予定がない方の選考を行います。 ●4 月入所の申込みに限り、二次から利用調整の対象となります。

必要書類	① 利用申込書 ② 保育の必要性が確認できる書類 (7 ページ参照) ③ 令和 7 年度 申し込みにかかる確認票 (立川市書式) ④ 課税・非課税証明書 (父母それぞれ 1 部必要) (8 ページ参照) ⑤ マイナンバーが確認できる公的証明書および身分証明書の写し (21 ページ参照) (2 申込児童に関する意見書 ※注 1)
	＊立川市に入所希望月の前月末までに転入予定がある場合＊ ⑥立川市に転入予定があることがわかる書類の写し 賃貸借契約書、建物の売買契約書、同居・貸与申立書など (契約者・転入先の住所・転入予定日がわかる書類の写し) ※注 2) ・利用調整は、立川市民と同様に行います。 ・4 月一次のみ書類⑥の提出期限は 11/29 (金) です (立川市必着)。 ・期限内に提出がない場合、立川市に転入予定がないものとみなし利用調整を行いません。(次の回での調整になります。次の回の提出期限までに提出してください。) ・原則、入所月前月末日までに住民票を立川市に移し、立川市保育課で手続きをすることが入所の条件です。(末日までに住民票が移せない場合、事前にお問い合わせください。) 期日までに手続きが完了しなかった場合、内定を取り消します。 ⑦世帯員全員分のマイナンバー入り住民票の写しおよび申請者の身分証明書もしくは世帯員全員分の現住所が記載されているマイナンバーカードの写し (両面)

※注 1) 申込みをする児童に疾病・障害・発達の遅れがある場合ご提出ください。
※注 2) 賃貸借契約書は入居日のわかるもの、建物の売買契約書は引き渡し予定日のわかるもの。

【申込みに必要な書類】

A1

令和7年度保育施設利用申込書

父母の要件書類（下表を参照してください）

令和7年度 申し込みにかかる確認票（保護者1名につき1部ずつ）

課税・非課税証明書

※詳しくは8ページの【その他の書類② 課税・非課税証明書】を参照してください

マイナンバーカードまたは、マイナンバーが確認できる公的証明書および身分証明書（21ページ参照）

※郵送申請の場合は「マイナンバーが確認できる公的証明書および身分証明書」の写しを添付



○父母の要件書類について

父母の状況によって書類が異なります。
下表の○がついているものを、父母それぞれ各一部ずつご用意ください。
書類は6ヶ月以内に取得したものを提出してください。
（令和7年4月の申請は令和6年9月18日以降に発行したもののみ有効）

提出する書類	父母の状況								
	外勤・就労内定	自営業	疾病	障害	介護・看護	出産 ※注1	就学	求職	不存在
就労証明書	○	○							
自営業をしていることが客観的に分かる書類		○							
D 診断書（保護者用）			○						
身体障害者手帳、愛の手帳などの写し				○					
①および②の書類をご提出ください。 ① E 主治医等意見書（介護・看護用） またはケアプランの写し ② C タイムスケジュール表					○				
母子手帳の写し （分娩予定日を記載するページ）						○			
①および②の書類をご提出ください。 ①在学証明書 ②時間割の写し （予定の場合は受験票または合格通知の写し）							○		
ハローワークの受付票、会社の面接の通知など、 求職活動をしていることが分かる書類								○	

※注1）出産要件期間は出産予定月・産前2か月・産後2か月の計5か月間です。（多胎の場合は産後9か月まで）この期間に申請月が重なっている場合、入所の要件（理由）を選択いただき、書類をご準備いただく必要があります。詳細は本しおり P20や「令和7年度 申し込みにかかる確認票」をご覧ください。

◎就労証明書について

立川市が認めている場合を除き、市の指定書式が必要です。
指定書式以外のものについては、指数をつけることができません。
令和7年4月と令和6年度の入所申請を同時に行う場合は、就労証明書（令和7年度書式）をコピーしたものを令和6年度申請用としてご用意ください。

◎自営業をしていることが客観的にわかる書類について

以下の書類を提出してください。

確定申告書（第一表および第二表）の写し

事業所得が記載されているものをご提出ください。

事業所得が記載されている確定申告書の写しを提出できない場合は、下記

A

と

I

の中から一部ずつご提出ください。

A

：開業届、営業許可証、請負契約書、業務委託契約書

I

：確定申告のための帳簿類

※月収 48,000 円（年収 57 万円）以上の収入が確認できない場合は、要件の認定ができません。

◎

D

 診断書（保護者用）と

E

 主治医等意見書（介護・看護用）について

市の指定書式に医師が記入したものがが必要です。

【その他の書類①】 該当する方のみ提出してください。

申込みをする児童が認可外保育施設等を利用している	Y 保育受託証明書、又は契約書の写し ※注2)
申込みをする児童に疾病・障害・発達の遅れがある	Z 申込児童に関する意見書 ※注3)
生活保護を受給している	生活保護受給証明書
離婚を前提に別居している	離婚調停中または裁判中であることを証する書類の写しや弁護士が離婚協議している旨を記載した証明
生計中心者が解雇・倒産等により失業している	雇用保険受給資格者証
虐待やDVによって避難している	公的機関が発行する証明書 （裁判所の保護命令書、警察の保護証明書など）
拘留中である	拘留されていることがわかる書類（在監証明書など）
申込みをする児童に別居中の兄弟がいる	①および②の書類をご準備ください。 ① 別居の子との続柄が確認できる書類 ② 扶養していることがわかる書類（健康保険証等）
ひとり親で祖父母以外の同居人がいる	児童扶養手当認定通知書、または証書の写し、もしくは戸籍全部事項証明
希望する保育所等に入所できない場合は、 育児休業の延長を許容できる場合又は認可外保育施設の入所を許容できる場合	育児休業延長許容等同意書 I

※注2）認可外保育施設等の対象は、認証保育所、定期利用保育事業、事業所内保育所、企業主導型保育事業、ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）等です。契約書の写しの場合は、保育受託証明書と同様の内容が記載されているものを提出してください。

※注3）市の指定書式に医師が記入したものがが必要です。指定書式以外のものについては、再提出していただきます。書式は保育課窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

【その他の書類② 課税・非課税証明書】 下表に該当する方のみ提出してください。

入所希望月	保護者の状況	提出する書類
令和7年4～8月	令和6年1月1日時点で 立川市に住民登録がなかった方	令和6年度 住民税課税・非課税証明書 （令和6年1月1日時点で住民登録のあった市 区町村にて発行できます。）
令和7年9月～ 令和8年3月	令和7年1月1日時点で 立川市に住民登録がなかった方	令和7年度 住民税課税・非課税証明書 （令和7年1月1日時点で住民登録のあった市 区町村にて発行できます。）

海外に住んでいた方で、課税証明書を提出できない方は給与証明・収入申告書等を提出してください。
郵送申請の場合は、それらのコピーを添付してください。

※個人番号により照会する税情報は保育料算定に利用します。
入所選考には利用できませんので選考では未申告扱いとなります。ご注意ください。

【入所・転所が決定した場合】

説明会・面談・健康診断・契約等を経て、利用開始となります。
入所後に、申込み時の内容どおりの保育要件を満たしているか確認いたします。
該当する書類を提出してください。

申請時の状況	H 復職証明書	就労証明書	給与明細	在学証明書 時間割の写し	留意事項
育児休業中	○				入所月の翌月1日までに、 <u>申請時と同じ就労先に同じ条件（就労先、勤務日数・時間等）で復職</u> してください。
求職中		○			入所後3か月以内に就労を開始してください。 就労条件が月48時間以上であることが必要となります。
就労内定		○			入所月の月末までに <u>内定証明書どおり（就労先、就労日数・時間等）の就労</u> を開始してください。
入所後、就労時間を増やす旨の申請をした方		○			就労証明書の記載日が就労開始日以前となっている場合、就労内定とみなし、再度提出が必要となります。
就労実績のない就労証明書を提出した方			○		<u>申請時と同じ就労先に同じ条件（就労先、勤務日数・時間等）で就労</u> をしていることが必要となります。
就学予定				○	通信教育やカルチャーセンター等は、保育施設通所の要件となりません。

※以下の場合は入所取消となります。下記に該当する場合は至急保育課にご相談ください。

- ◎必要書類を提出いただけない場合
- ◎連絡なく転職している場合
- ◎復職後、就労開始後の就労日数・時間が申請時と比較して減った場合

【申請した内容に変更があった場合】

以下に該当する場合は、すみやかに該当する書類を提出してください。
各書類は市役所保育課で受け取るか、立川市ホームページからダウンロードしてください。

変更内容	A1 保育施設利用申込書	申し込み取り下げ届 保育施設辞退・	変更届	就労証明書	Y 保育受託証明書	留意事項
申込む施設を変えたい・追加したい	○					新たに転園申請をする場合はご来庁ください。
申し込みを取り下げたい		○				すみやかにご提出ください。
立川市外に転出する		○				転出前に保育課にてご提出ください。
立川市内で転居する			○			
結婚・離婚 氏名変更した			○			ご結婚された場合は、配偶者の要件書類、課税証明書等が必要となります。
就労を開始した			○	○		利用決定後、 申込み時の内容と就労状況が異なる場合、又は転職・退職していた場合は、利用決定を取り消すことがあります。
転職した			○	○		
就労内容が変わった （雇用形態、就労日数・就労時間、就労先）			○	○		
仕事を辞める			○			転職する場合は、次の就労先の「就労（内定）証明書」をご提出ください。 「就労証明書」を提出するまでの間は、求職中として利用調整します。
妊娠・出産した			○			保育課までご相談ください。 産休育休を取得するかどうか、復職時期によって申請内容が変わります。
住民税額が変わった						保育課までご相談ください。 課税証明書が必要となる場合があります。
認証保育所等に預け始めた					○	保育を必要とする事由で、1か月48時間以上、有料かつ月極で預けている場合、指数に加点が付きます。 （※育児休業中を除く）

上記の書類は、郵送による提出ができます。

【入所申請必要書類チェックシート】

必要書類			書類 番号	父	母	児童
必須	各家庭1部ずつ	令和7年度保育施設利用申込書	A1			
	保護者1名につき1部ずつ	令和7年度申し込みにかかる確認票				
	保護者1名につき1部ずつ	マイナンバーが確認できる公的証明書 および身分証明書（例：マイナンバーカード）				
	児童1名につき1部ずつ	児童状況票	X			
要件書類 保護者1名につき該当する書類1部ずつ	外勤	就労証明書				
	自営	就労証明書				
		事業所得が記載されている 確定申告の写し 上記書類の提出ができない場合は 以下のアとイの中から一部ずつ 提出が必要				
		ア：開業届、営業許可証等 イ：確定申告のための帳簿類 （※詳細は7ページ参照）				
	疾病	診断書	D			
	障害	身体障害者手帳、愛の手帳などの写し				
	介護 看護	主治医等意見書 またはケアプランの写し （市の指定書式に医師が記入したもの）	E			
		タイムスケジュール表	C			
	出産	母子手帳の写し （分娩予定日を記載するページ）				
	就学	在学証明書および時間割の写し （予定の場合は受験票または 合格通知の写し）				
	求職	求職活動をしていることがわかる書類				
該当者のみ	令和6年1月1日 および令和7年1 月1日に立川市に 住民登録がなかつ た方	令和6年度および令和7年度 住民税課税・非課税証明書 （※詳細は8ページ参照）				
	郵送申請	切手を貼付した返信用封筒（5ページ参照）				

必要書類			書類 番号	父	母	児童
該当者のみ	申込みをする児童が 認可外保育施設等を利用している	保育受託証明書又は契約書の写し ※契約書の写しは、保育受託証明書と同様の内容 が記載されているものを提出してください。	Y			
	申し込みをする児童 に心身の疾病や障害、 発達の遅れがある	申込児童に関する意見書 ※市の指定書式に医師が記入したものが必要で す。指定書式以外のものについては、再提出し ていただきます。	Z			
	生活保護を受給中	生活保護受給証明				
	離婚を前提に 別居している	離婚調停中または裁判中であることを証する書類 の写しや弁護士が離婚協議している旨を記載した 証明				
	生計中心者が解雇・ 倒産等で失業中	雇用保険受給資格者証				
	虐待やDVによって 避難している	公的機関が発行する証明書 （裁判所の保護命令書、警察の保護証明書など）				
	拘留中である	拘留されていることがわかる書類 （在監証明書など）				
	申込みをする児童に 別居中の兄弟がいる	①および②の書類をご準備ください。 ①別居の子との続柄が確認できる書類 ②扶養していることがわかる書類 （健康保険証等）				
	ひとり親で祖父母以 外の同居人がいる	児童扶養手当認定通知書、または証書の写し、 もしくは戸籍全部事項証明				
	希望する保育所等 に入所できない場合は、 育児休業の延長を許 容できる場合又は認 可外保育施設の入所 を許容できる場合	育児休業延長許容等同意書	I			
	同世帯に手帳を持っ ている方がいる	身体障害者手帳、愛の手帳などの写し				
	退職する、転職する、 就労内容が変わる （雇用形態、就労日数・ 就労時間、就労先）	変更届、就労証明書（※詳細は8ページ参照） 利用決定後、 申込み時の内容と就労 状況が異なる場合、又は転職・退職 していた場合は、利用決定を取り消すことがあ ります。				
	保護者のいずれかが 単身赴任中・予定	就労証明書（赴任先の住所記載が必要） ※立川市の自宅から80km以上離れていることが条件。 直線距離が80km未満の場合、自宅からの通勤経路が 80km以上であることがわかる資料の添付が必要。（経 路、距離が載った地図アプリの写しなど）				

【申込み時にご注意いただきたいこと】

① 希望保育施設について

最大8施設まで希望することができます。
希望順位や希望施設の数によって、利用調整で有利・不利になることはありません。

保育施設によって、受入月齢や開所時間等が異なります。
必ず申し込み前に各保育施設の受け入れ月齢や開所時間をご確認ください。

申込みに先立ち、各施設にご連絡のうえ、見学することができます。
自宅からの距離や開所時間、保育の様子を把握したうえで希望施設を決定してください。

保育園の分園を希望する際は「〇〇保育園〇〇分園」と記入してください。
「分園」の記入がない場合には本園を希望しているものとみなします。

各保育園の分園、地域型保育施設は0～2歳児クラスまでの保育施設です。
3歳児クラスへ進級を希望する場合は、申請をして認可保育園へ転所となります。

② 地域型保育施設を検討されている方へ

●保育者の臨時休暇に伴う代替保育
地域型保育施設では保育者の急病等により、あらかじめ契約している保育日に臨時の休暇をいただくことがあります。保育日に臨時の休暇をいただいた際には、連携園での一時支援保育を利用することが可能です。

●預かり時間について
「このえ西立川小規模保育園」、「ちいはぐ・若葉ケヤキモール」を除き、
地域型保育施設は短時間保育（8時間）となります。

③ 兄弟2人以上の同時入所申請について

兄弟で申込みをする場合には、利用申込書の
「※2人以上の児童を申込みする世帯のみ記入してください。」欄にチェックを入れてください。

例）3歳児のお子様と0歳児のお子様を同時に申請する場合

- ①☒ 1人だけなら誰も入所しない
- ②☒ 同じ施設に入所できるのであれば入所するが、別々になってしまうのであれば誰も入所しない

→同時期に同じ園のみ希望する場合はこちらを選択してください。
仮に片方のお子様が保育園に入所でき、もう片方のお子様が入所できなかった場合は両方のお子様が入所しないという取り扱いになります。



- ①☒ 1人だけなら誰も入所しない
- ②☒ 希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設に入所することを優先したい。

→同時期の入所を希望し、別園になっても問題ないが各々希望順位が高い園で決まるよりも希望順位が低い同じ園に入所を希望する場合はこちらを選択してください。
仮に片方のお子様が保育園に入所でき、もう片方のお子様が入所できなかった場合は両方のお子様が入所しないという取り扱いになります。

- ①☒ 1人だけなら誰も入所しない。
- ②☒ 同じ施設に入所することよりも、各々が希望順位の高い施設に入所することを優先したい。

→同時期の入所を希望し、別園になっても問題ない。そして各々希望順位の高い園で入所を希望する場合はこちらを選択してください。仮に片方のお子様が保育園に入所でき、もう片方のお子様が入所できなかった場合は両方のお子様が入所しないという取り扱いになります。

- ①☒ 1人だけでも先に入所したい。
- ②☒ 希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設に入所することを優先したい。

→1人だけ入所ができる場合は、希望順位の高い施設に入所が決まります。
2人とも入所ができ、各々希望順位が高い別園で決まるよりも
希望順位が低い同じ園に入所を希望する場合はこちらを選択してください。

同時に入所ができず「1人だけでも先に入所」を希望している場合、
入所できていない児童がいたとしても、定められた期日までに就労・復職等が必要です。
※期日までに就労などの保育要件が確認できない場合は入所取消となります。

- ①☒ 1人だけでも先に入所したい。
- ②☒ 同じ施設に入所することよりも、各々が希望順位の高い施設に入所することを優先したい。

→1人が入所できる場合でも2人とも入所できる場合でも希望順位の高い園で入所を希望する場合はこちらを選択してください。

同時に入所ができず「1人だけでも先に入所」を希望している場合、
入所できていない児童がいたとしても、定められた期日までに就労・復職等が必要です。
※期日までに就労などの保育要件が確認できない場合は入所取消となります。

④ 転所の申請について

転所の申請の場合も新規申請と同様の利用調整となります。
申請を取り下げる場合は、締切日までに取下げ届を提出してください。
※締切日 4月一次→12/13（金）、二次→2/7（金）、5月入所以降→各月の申請締切日

転所が決定した場合、これまで通っていた保育施設には次の児童が入所決定しますので、元の保育施設には戻れません。

⑤ 慣らし保育について

児童が無理なく新しい環境に慣れるために、入所後当面の間は保育時間が短くなる「慣らし保育」を行います。慣らし保育を行う期間や時間については、各保育施設にご相談ください。

⑥ 食物アレルギーのある児童のお申込みについて

アレルギーがある児童の給食については、市内の全認可保育園で除去食の対応を行っておりますが、重度のアレルギーで対応が難しい場合は、お弁当の持参をお願いする場合があります。

⑦ 心身に障害や発達の遅れがある児童のお申込みについて

申込みの際は、『2 申込児童に関する意見書』を必ず提出してください。
保育課へお申し出いただくか、立川市ホームページよりダウンロードした書式を、使用してください。
※必ず主治医が記入してください。

市内保育施設では、与薬は原則行いません。与薬が必要な場合は各保育施設にご相談ください。
生活上、個別に配慮が必要な児童は、安全な保育環境が整えられるまで、保育の開始日を調整することがあります。個別にご相談ください。
集団生活が可能と判断できる場合に受け入れることができます。
利用申込みの前に、児童と一緒に希望の保育施設を見学してください。

⑧ 医療的ケアが必要な児童のお申込みについて

医療的ケアが必要な児童のお申込みを行う場合は、事前に保育課にご相談ください。

⑨ 延長保育について

通常利用時間帯を超える利用をされる場合は、各施設が定める延長保育料がかかります。
施設や児童の年齢等により延長保育が利用できないことがあります。
詳細は保育園案内をご覧ください、各施設にご確認ください。

⑩ 仕事がお休みの日の保育について

仕事がお休みの日は、原則ご自宅での保育をお願いしております。
父母ともに就労している場合には利用できますが、冠婚葬祭や家事等を理由に利用することはできませんのでご了承ください。

⑪ その他の注意事項

入所月 1 日以前に立川市外へ転出した場合は、申請取下となり、入所決定していた場合は入所取り消しとなります。
転入予定で入所決定した場合、利用開始月の前月末日時点で立川市に住民登録があることが必要です。
入所決定後、届け出なく家庭状況や就労状況が変更していたことが発覚した場合、入所決定を取り消すことがあります。
各月の申込み締切日までに提出された書類により利用調整を行います。

申込み締切日を過ぎて提出された場合や郵便が到着した場合、次の利用調整時まで反映されません。

利用決定後、申込み時の内容と就労状況が異なる場合、又は転職・退職していた場合は、利用決定を取り消すことがあります。
就労（復職）予定で入所が決定したにもかかわらず、産休・育休等を理由に就労（復職）をしない場合は、入所決定を取り消します。

【利用調整について】

申込み時に提出いただいた書類をもとに、児童の保育を必要とする度合いを指数化します。
「実施基準指数表」・「付表 1」・「調整指数表」及び「同指数のときの優先度」参照
（12 ページに記載）

例 1) 父母ともにフルタイム就労、児童を認証保育所に預けている場合
父の指数 20（外勤） + 母の指数 20（外勤） + 認証保育所等在園 1 = 合計指数 41

例 2) ひとり親（父不存在）で求職中、祖父母と同居している場合
父の指数 20（不存在） + 母の指数 8（求職） + ひとり親世帯（同居）6 = 合計指数 34

- ◇募集枠の範囲内で指数の高い方から利用を決定いたします。
- ◇申込み時の施設の希望順位は、利用調整には影響しません。
- ◇同じ指数の方が競合した場合、「同指数のときの優先度」の番号順で入所を決定します。

◇同じ指数・優先度の方が競合した場合

- ・ マイナス優先度の有無（付いていない方が優先）
- ・ 申し込みにかかる確認票の有無（書類提出が優先）
- ・ 保育の要件（ i 不存在、 ii 災害、 iii 疾病・障害、 iv 外勤・自営、 v 内定、 vi 介護・看護、 vii 出産、 viii 求職、 ix 就学技能習得、 x 保育継続利用、 xi 育児休業延長許容の順番で優先）
- ・ 求職中で申請の方はすでに求職活動中の方が優先（書類提出の有無で判定）
- ・ 子の人数（多い方が優先）、市民税の所得割額（低い方が優先。未申告・課税証明書未提出の場合は最高額で判定）で決定しています。

◇なお、競合している方の情報は個人情報のため照会に応じることはできません。

実施基準指数表

保護者の状況					実施基準 指数
類型		細目			
1	就労	1	外勤	付表 1 の就労を常態	12～20
		2	自営		
2	出産	4	出産	出産予定月と前後各 2 か月、計 5 か月間 多胎は、産前 2 か月・出産予定月・産後 9 か月の計 12 か月間	20
3	疾病・障害 ※疾病は おおむね 1 ヶ月以上	5	疾病	入院・常時病臥・重度の精神性疾患・感染症疾患	20
				上記以外の通院加療、自宅療養（診断書【市書式】による。）	8～20
		6	障害	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2・3・4 度、 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、介護保険要介護 5・4	20
				身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、 介護保険要介護 3・2	16
				身体障害者手帳 4 級、介護保険要介護 1	10
4	介護・看護	7	介護 看護	居宅内・居宅外において介護・看護・付添を常態としている 場合（ケアプランまたは主治医等意見書【市書式】による）	8～20
5	災害	8	災害	震災・風災害・火災その他災害の復旧に当たっている場合	20
6	求職・内定	9	求職	求職のため日中外出を常態	8
		10	内定	入所月の末日までに付表 1 の就労を開始することが確認で きる場合	8～13
7	就学 技能習得	11	就学技能 習得	就学技能習得等のため現に保育に当たれない場合	14
8	保育継続利用	12	保育継続 利用	育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて継 続利用が必要である場合	6
9	育児休業 延長許容等	13	育休継続 等	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長を 許容できる場合又は認可外保育施設の入所を許容できる場合	2
10	市長による 特例	14	不存在	死亡・別離・行方不明・拘禁	20
		15	その他	前各号に掲げるものの他、明らかに保育が必要と認められる場合	協議に より決定

付表1 外勤・自営における1か月の拘束時間による指数表 ※（ ）内は「内定」の指数				
48～79 時間	80～99 時間	100～119 時間	120～159 時間	160 時間以上
12 （8）	14 （8）	16 （9）	18 （11）	20 （13）

※外勤・自営ともに、月48時間以上就労していることが最低条件となります。
（自営は月収48,000円以上の収入があることも条件となります。）



調整指数表① 申込み世帯にかかわるもの ※条件3、4は父母の要件書類が提出されている場合に適用

条件		事情	調整値	備考
1	ひとり親世帯	ひとり親世帯（同居なし）	+10	最高値 のものを適用
2		ひとり親世帯（同居あり）	+6	
3	生活保護受給世帯	生活保護受給中で就労（内定含む）又は求職をしている	+6	
4	該当の生計中心者がいる世帯	生計中心者が解雇・倒産等により失業し、早急に就労を要するとき（雇用保険受給資格者証等の提出が必要）	協議により決定	いずれ か一つ
5	利用者負担額に 滞納がある世帯	現年度のみ滞納がある場合（兄弟姉妹分を含む）	-10	
6		前年度以前の保育料に滞納がある場合（兄弟姉妹分を含む）	-15	
7	多子世帯	申込児童の兄弟姉妹が、申込児本人を含め3人以上いる場合	+1	
8	多生児世帯	申込児童が多生児の場合	+1	
9	その他	児童福祉の観点から特別な配慮が必要と認められる場合	協議により決定	

調整指数表② 保護者それぞれにかかわるもの

10	就労実績が 3か月未満の方	就労実績が1か月以上2か月未満の場合	-2	いずれ か一つ
11		就労実績が2か月以上3か月未満の場合	-1	
12	保育従事の方	市内の認可保育施設等以外の保育施設等で児童を保育する業務に従事している場合	+1	
13		市内の認可保育施設等で児童を保育する業務に従事している場合	+2	
14	事由が複数ある方	疾病・障害等で「保育を必要とする事由」が複数ある場合	+2	

調整指数表③ 申込み児童にかかわるもの

15	障害のある児童	児童が障害を有する場合（申込児童に関する意見書【市書式】の提出が必要）	+2	
16	認証保育所等に 在籍している児童	次の①～③を全て満たす場合（保育受託証明書等の提出が必要） ①「保育を必要とする事由（育児休業を除く）」により利用していること ②認証保育所、定期利用保育事業、都道府県知事に届出している認可外保育施設、企業主導型保育事業、ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）等を利用していること ③1か月48時間以上、有料で利用していること	+1	
17	兄弟姉妹の在籍施設に 申込む児童	兄弟姉妹が既に在籍している施設に申込みをする場合（在籍児童が卒園・退所する場合は除く。）	+1	
18	年齢到達により施設を 卒園する児童	2歳クラスで卒園となる市内認可保育所、地域型保育施設を利用している児童が、年齢到達により施設を変更（卒園）しなければならない場合	+100	

調整指数表④ 立川市に転入予定がない市外在住の申込み児童にかかわるもの（立川市民の利用調整後、選考する際に適用）

条件		事情	調整値	備考
19	申込児童が市外に 在住している世帯	父母がいずれも市内在勤者	+2	いずれ か一つ
20		父母のいずれかが市内在勤者	+1	

同指数のときの優先度 ※複数に該当する場合、上位の番号が優先されます。	
①虐待・DV・その他児童福祉の観点から特別な配慮が必要と認められる家庭 ②両親不存在 ③ひとり親 ④兄弟姉妹が既に在園している（同園時のみ） ⑤申込児童が認証保育所等に在所している ⑥兄弟姉妹が別々の保育施設を利用している場合の転所 ⑦双子（多生児）の同時申請 ⑧兄弟姉妹が申込児童本人を含め3人以上 ⑨保護者の一方が80km以上遠隔地への単身赴任 ⑩兄弟姉妹の同時申請（転所除く） ⑪申込児童の保護者が保育従事者である ⑫申込児童の保護者に障害がある ⑬申込児童の兄弟姉妹が、児童本人を含め2人いる	
同指数のときのマイナス優先度 ※以下に該当する場合、上位の番号から優先順位を低くします。同指数の時の優先度よりも強い効力があります。	
❶保育料に滞納がある場合	❷入所決定を辞退、又は取消となった場合・期日後の取

【教育・保育給付認定とは】

保育施設の利用にあたっては、市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
認定の内容は、初回の利用申請結果発送時に『給付認定証』として通知いたします。
保育施設通所中に認定証の内容に変更が生じた場合には、その都度給付認定証を通知いたします。

認定証は保育園・地域型保育施設を利用するにあたり、市や施設から提示を求められることがあります。初回利用申込み時および通知後、内容に変更があった場合にのみ発行を行いますので、大切に保管してください。

給付認定区分

保育施設での保育を希望される場合の保育認定（２号・３号認定）は、「保育を必要とする事由」と「保育の必要量」から認定いたします。

4月1日現在の年齢	教育・保育希望	認定区分	利用施設
満3歳以上	教育を希望	1号教育認定	幼稚園・認定こども園
	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望	2号保育認定	認可保育園・認定こども園
満3歳未満		3号保育認定	認可保育園・認定こども園・地域型保育

保育を必要とする事由

「保育の必要性」の認定を受けるためには、保護者のいずれもが以下の事由のいずれかに該当する必要があります。

- ◆ 家庭の外または中で仕事をしている
※月に48時間以上（目安：週3日以上1日4時間以上）就労していることが最低条件となります。
自営業の場合、月48,000円以上の収入があることも条件となります。
- ◆ 妊娠・出産（出産予定月とその前後2か月ずつの計5か月以内、多胎児の出産は計12か月以内）
- ◆ 保護者の疾病・障害により保育にあたれない
- ◆ 長期療養中の方や障害のある方の介護・看護にあたっている
- ◆ 災害（火災・震災・風水害等）の復旧にあたっている
- ◆ 求職活動（起業準備、就労内定を含む）を行っている
※求職の場合は保育の実施期間が3か月で終了します。そのため、利用開始後3か月以内、
就労内定の場合は利用開始月の月末までに就労を開始する必要があります。
- ◆ 就学している（職業訓練校・大学・専門学校等）※通信教育、カルチャーセンターでの学習は除きます。
- ◆ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合
- ◆ その他、上記に類する状態として市が認める場合

認定内容の変更

認定の内容は月ごとに変更が可能です。認定を受けた後に、認定の内容（氏名、住所、認定区分、保育を必要とする事由、保育の必要量等）に変更が生じた場合や、変更を希望する場合は、必ず保育課までご連絡ください。

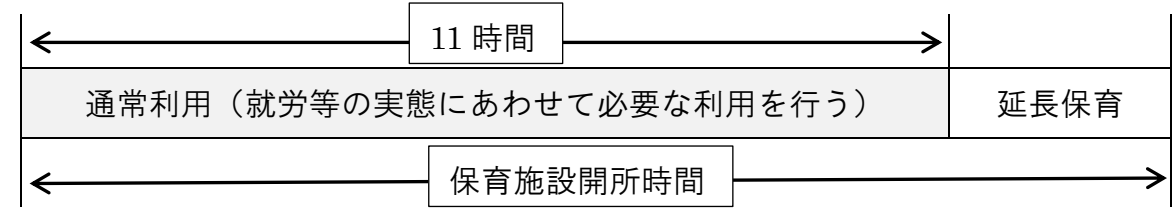
月の途中での変更や過去にさかのぼっての変更はできません。届け出の翌月1日付けで変更となりますので、早めの手続きをお願いいたします。

保育の必要量（利用時間）

保護者の「保育を必要とする事由」により次のいずれかの利用時間に区分します。

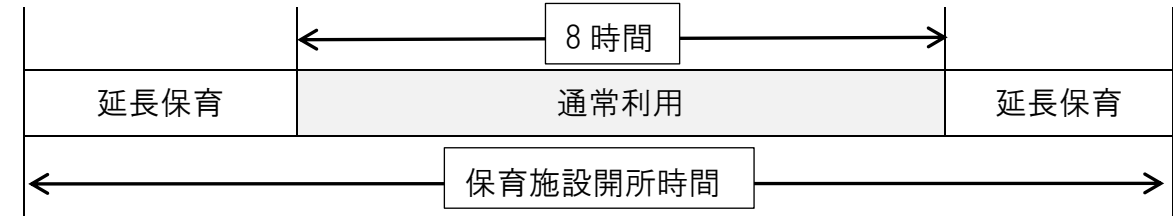
保育標準時間・・・両親のフルタイム就労を想定した利用時間

施設の指定する時間帯のうち最長11時間までは、通常の利用者負担額で利用できます。



保育短時間利用・・・両親またはいずれかのパートタイム就労等を想定した利用時間

施設の指定する時間帯のうち最長8時間までは、通常の利用者負担額で利用できます。



※通常利用の時間帯を超えて利用する場合は別途、延長保育料がかかります。
生活保護世帯、住民税非課税世帯は免除制度があります。（別途手続きが必要）



保育を必要とする事由ごとの利用時間

「保育を必要とする事由」による利用時間の区分は以下のとおりです。
父母のいずれかの事由が保育短時間に該当する場合は、保育短時間として認定します。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
就労	○（就労時間が月120時間以上）	○（就労時間が月120時間未満）
妊娠・出産	○	△（希望により可）
疾病・障害	○	△（希望により可）
介護・看護	○（介護時間が月120時間以上）	○（介護時間が月120時間未満）
災害復旧	○	△（希望により可）
求職活動	×	○ ※有効期間3か月
就学	○（就学時間が月120時間以上）	○（就学時間が月120時間未満）
育児休業	×	○
上記以外の場合	要相談	

- 地域型保育施設を利用する場合は一律に保育短時間認定とします。（11時間保育をしている施設を除く）
- 保育標準時間認定に該当する場合（妊娠・出産、疾病・障害等）でも、希望により保育短時間認定とすることができます。申込書の希望する利用時間欄にて、**保育短時間利用を希望する**を選択してください。

【利用者負担額（保育料）について】

3～5 歳児クラスは無償化により、利用者負担額（保育料）は無料です。
給食費は、保護者負担となります。

0～2 歳児クラスの利用者負担額（保育料）は、以下①～②から算定し、決定します。

① 世帯の住民税額

② 保育施設の利用時間（保育標準時間・保育短時間）

※住民税の申告をしていない場合、住民税額がわかる書類が提出されない場合は、金額が算定できないため最高額を納めていただくことになります。（0～2 歳児クラスの最高額：54,400 円）

○保育施設利用者負担額の算定方法

保育施設利用者負担額の算定元となる住民税額は下記のとおりです。

●令和 7 年 4 月～令和 7 年 8 月分・・・令和 6 年度 住民税

●令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月分・・・令和 7 年度 住民税

算定元となる住民税額の年度が変わるため、4～8 月分と 9～3 月分で金額が異なることがあります。
令和 6 年 1 月 1 日時点で立川市に住民登録がなかった方は、『令和 6 年度 課税・非課税証明書』を提出してください。（提出がない場合、金額の算定ができないため最高額を納めていただくことになります。）

○多子軽減について（0～2 歳児クラス）

対象となる世帯	軽減率
子どもが 2 人以上いる世帯	第 2 子以降は無償
市民税所得割額が 77,101 円未満かつひとり親の世帯、障害者手帳又は療養手帳をお持ちの方がいる世帯	第 1 子は半額 第 2 子以降は無償



○減免について

令和 7 年度中に、以下のことが発生し保育施設利用者負担額の支払いが著しく困難になった場合は、減額又は免除されることがあります。詳しくは、保育課までお問い合わせください。

☐ 災害・盗難等による損害を受けた時

☐ 多額の医療費を要した時

☐ 主たる働き手が解雇された時

☐ 在籍児童又は保護者の傷病により 1 か月以上児童の通所が困難となった時

☐ 世帯の直近 3 か月の基本給が、前年同時期より 1 割以上低額になった時（転職、自己退職、自営を除く）

☐ 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度、介護保険要介護 5・4 の認定を受けた方が新たに世帯に加わった時

【保育施設利用者負担額基準額表】

国の定める保育施設運営に係る費用基準のうち、概ね 50%を立川市で負担し、残りの額を保育施設利用者負担額（保育料）として保護者の方に負担していただいています。

下表は、保護者に負担していただく額を記載しています。（単位：円）

階層区分	世帯の住民税課税状況	0～2 歳児クラス		3～5 歳児クラス	
				標準時間	短時間
A	生活保護受給世帯および里親世帯		0	0	※給食費は保護者の負担となります。
B	住民税非課税		0	0	
C	均等割のみ課税		4,200	4,100	
D1	市民税所得割課税額	24,300 円未満	5,200	5,100	
D2		24,300 円以上 48,600 円未満	6,300	6,100	
D3		48,600 円以上 64,700 円未満	7,300	7,100	
D4		64,700 円以上 80,800 円未満	8,400	8,200	
D5		80,800 円以上 97,000 円未満	10,400	10,200	
D6		97,000 円以上 115,000 円未満	12,500	12,200	
D7		115,000 円以上 133,000 円未満	15,600	15,300	
D8		133,000 円以上 151,000 円未満	18,800	18,400	
D9		151,000 円以上 169,000 円未満	21,900	21,500	
D10		169,000 円以上 183,700 円未満	25,000	24,500	
D11		183,700 円以上 198,400 円未満	28,100	27,600	
D12		198,400 円以上 213,100 円未満	31,200	30,600	
D13		213,100 円以上 227,800 円未満	34,400	33,800	
D14		227,800 円以上 242,500 円未満	37,500	36,800	
D15		242,500 円以上 257,200 円未満	40,600	39,900	
D16		257,200 円以上 271,900 円未満	43,700	42,900	
D17		271,900 円以上 286,600 円未満	46,800	46,000	
D18		286,600 円以上 301,000 円未満	50,000	49,100	
D19		301,000 円以上 349,000 円未満	51,600	50,700	
D20		349,000 円以上 397,000 円未満	52,500	51,600	
D21		397,000 円以上	54,400	53,400	

○この表における年齢区分は、その年度の 4 月 1 日現在の満年齢を適用し、年度途中での年齢区分の変更は行いません。

○利用者負担額の算定基礎である均等割・所得割とは調整控除を除く税額控除の適用前の金額です。※算定元が令和 6 年度の場合、定額減税適用後の金額となります。

○認可保育園の公立、私立、および地域型保育施設で金額に違いはありません。

○通常利用時間を超えて利用をする場合は、各施設の設定する延長保育料がかかります。

【3～5 歳児クラスの給食費保護者負担額（2 号）】

○立川市内の保育施設の給食費は月額 1,000 円です。※市外の保育施設は、施設ごとに異なります。

○以下に該当する場合は、3～5 歳児クラスの給食費保護者負担額が免除となります。

①小学校就学前で数えて 3 人目以降の児童 ②市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯

③ 市民税所得割額が 77,101 円未満かつ、ひとり親の世帯又は障害者手帳、療養手帳をお持ちの方がいる世帯

【市役所で申込みができる保育施設①】

場所や詳細については、立川市ホームページ内「立川市の保育園マップ」をご参照ください。

西国立（分園）、たかのみち（さいわい分園、さかえ分園）は2歳児クラスで卒園となります。
※3歳児クラスへ進級する際は、本園を含む他施設へ転所となります。

	番号	保育園名	設置主体	所在地	電話 (042) -	定員	受入月齢	開所時間	標準時間	短時間
公立	53	羽衣	立川市	羽衣町2-51-7	522-2161	86人	2か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	31	高松		高松町1-18-7	525-0201	81人	2か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	13	上砂		上砂町1-13-1	536-2670	121人	2か月	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	26	中砂		栄町5-38-1	536-1391	118人	2か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	15	柏		柏町3-52-9	536-2565	119人	2か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	37	西立川		富士見町1-18-16	524-7831	80人	2か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
私立	39	富士見	金剛会	富士見町2-26-1	522-2834	200人	5か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	40	立川たんぼぼ	童愛会	富士見町6-59-1	526-0280	50人	2か月	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	41	玉川	草萌学舎	富士見町6-72-1	522-6308	85人	5か月	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	42	愛光第五	愛光学舎	富士見町7-23-5	524-4115	80人	5か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
	43	諏訪の森	至誠学舎立川	柴崎町1-4-4	522-2589	101人	2か月	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	44	柴崎	若水会	柴崎町1-16-23	525-0066	105人	2か月	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	46	愛光第五サンクレール	愛光学舎	柴崎町3-11-25	512-6358	39人	1歳児クラス	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
	47	ほほえみの森	森友会	錦町3-1-20	595-6930	40人	2か月	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	48	至誠	至誠学舎立川	錦町6-26-13	524-1500	120人	2か月	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	49	小百合		錦町6-6-3-101	527-7924	100人	2か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	51	西国立（本園）	草萌学舎	羽衣町2-43-4	522-6249	60人	5か月	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	50	西国立（分園）		羽衣町1-21-11	522-6249	20人	5か月	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	34	ぼけっとランド立川	三幸学園	曙町2-18-15	540-1871	36人	2か月	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	33	愛光	愛光学舎	曙町3-24-22	522-4947	150人	5か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
	35	愛光あけぼの		曙町3-17-22	548-8721	105人	2か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
	30	愛光みどり		緑町7-1	512-5571	40人	1歳児クラス	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
	32	栄	修敬会	栄町3-33-3	525-0815	110人	2か月	7:15～19:15	7:15～18:15	8:30～16:30
	27	たかのみち（さかえ分園）	緑蔭会	栄町6-13-1	537-0016	30人	2か月	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	29	江の島	童愛会	栄町5-20-3	536-1443	110人	2か月	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	24	けやき台さくら	大樹の会	若葉町1-13-2	536-1659	132人	2か月	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	22	れんげ砂川	蓮花苑	若葉町4-24-31	536-5281	110人	2か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	20	あおば	敬愛会	幸町4-52-1	536-3912	140人	2か月	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	17	たかのみち	緑蔭会	幸町6-32-1	537-0016	130人	2か月	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	19	たかのみち（さいわい分園）		幸町5-111-4	537-0016	30人	2か月	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	11	見影橋	和の会	砂川町3-23-2	536-1644	150人	2か月	7:15～19:15	7:15～18:15	8:30～16:30
	12	あおば第二	敬愛会	上砂町2-40-5	537-3325	111人	3か月	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	8	きらめきの森	森友会	上砂町5-85-1	537-7736	80人	2か月	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	7	立川ひかり	松中希望会	一番町2-22-1	531-1273	91人	5か月	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	6	西武立川きらり		西砂町1-2-127	560-0200	30人	5か月	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30
	5	わんわん	エーワン	西砂町6-12-4	520-0041	69人	2か月	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	4	松中	昭島愛育会	一番町5-8-25	531-9438	120人	2か月	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	2	なすび	みんなのひろば	西砂町6-75-9	531-7888	120人	2か月	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	1	西砂	高峰福祉会	西砂町2-63-2	531-0514	150人	2か月	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30

《家庭的保育》 少人数（定員5人以下）を対象に保育をします。
※2歳児クラスで卒園。3歳児以降は認可保育園へ転所となります。

番号	保育施設名 代表者	所在地	電話 (042)	定員	受入 月齢	開所 時間	標準 時間	短時間	開所時 間内で8 時間	連携 保育 園	土曜 保育
52	はなのめ保育室 佐藤奈々	羽衣町2-50-2	525-5788	3人	5か月	8:30～17:30	×			羽衣	×
9	家庭的保育室こころ 西岡茂子	上砂町3-3-16	534-1877	5人	2か月	8:00～18:00	×			上砂	○
18	家庭的保育室てくてく 高橋由美子	幸町5-54-40	537-6990	3人	5か月	8:00～17:15	×			あおば	×
25	家庭的保育室 日だまり 永田ゆかり	若葉町2-26-18	534-3433	3人	2か月	8:30～17:30	×			けやき台さく	×
28	タンポポ保育室 秋元洋子	栄町4-18-13 コーポサンライト102	090-4667-8167	5人	2か月	8:00～18:00	×			中砂	×

《小規模保育》 定員19人以下を対象に保育をします。
※2歳児クラスで卒園。3歳児以降は認可保育園へ転所となります。

番号	保育施設名	所在地	電話 (042)	定員	受入 月齢	開所 時間	標準 時間	短時間	開所時 間内で8 時間	連携 保育 園	土曜 保育
14	砂川口前 さくらんぼ	砂川町2-36-13	537-9440	12人	5か月	8:00～18:00	×			見影橋	×
16	ちゃいんど はうすくろー ばー	柏町4-52-13 ボンハイム102	507-9989	8人	2か月	7:30～18:00	×			柏	×
45	立川子どもの家	柴崎町2-16-13 レジデンスティーズ1F	523-3972	12人	2か月	8:00～18:00	×			諏訪の森	○
36	このえ西立川 小規模保育園	富士見町1-22-30	512-8495	12人	2か月	7:15～19:15	7:15～18:15	9:00～17:00		西立川	○
23	ちいはぐ・若菜 ケヤキモール	若葉町1-7-1	537-8275	19人	2か月	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30		けやき台さく	○

※連携保育園とは、合同で健康診断を行ったり、園庭の開放、行事への参加等をしています。

○受入月齢について
「2か月」と表記されている施設は、誕生日から56日を経過した翌月から預けることができます。

○入所希望月に児童が受入月齢に満たない場合、選考対象外となります。
○認可保育園はすべて土曜保育を実施しております。
○松中保育園は令和6年度中に松中小学校に隣接した場所（一番町5-8-28）に移転予定です。
○あおば第二保育園は令和6年度中に新園舎での保育を開始します。

上記表の情報は令和6年9月18日時点の情報です。
変更がある場合は立川市ホームページにてお知らせします。

【市役所で申込みができる保育施設②】

2・3号児は市役所でお申込みができます。
1号児の申込みに関しては直接施設にご確認ください。
1号児の受入年齢は3歳児クラス～5歳児です。

《認定こども園》 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育を一体的に行う施設です。

番号	施設名(設置主体)	所在地	電話 (042)	受入月齢	開所時間	標準時間	短時間	定員	土曜 保育
10	森の子こども園 (恵比寿会)	砂川町 8-30-7	538-0729	2か月 ～ 5歳児	7：00～ 19：00	7：00～ 18：00	8：30～ 16：30	2・3号認定 105人	○

次の3つの施設については、3歳児クラス以上の申込みの場合、施設が発行する**受入承諾書（または、それに準ずる書類）**の写しを添付する必要があります。
また、3歳児クラス以上の利用調整においては、施設の希望順位が高い方を優先して決定します。
希望順位が同順位の場合は指数により決定します。

番号	施設名 (設置主体)	所在地	電話 (042)	受入年齢	開所時間	標準時間	短時間	定員	土曜 保育
21	立川かしの木 幼稚園 (土方学園)	幸町 5-43-11	536- 2742	3歳児～ 5歳児	8：00～ 18：00	8：00～ 18：00	8：30～ 16：30	2号認定 20人	×
4	キンデルガルテン 松中幼稚園 (野和田学園)	一番町 6-12-1	531- 6800	1歳児～ 5歳児	8：00～ 18：00	8：00～ 18：00	8：30～ 16：30	2号認定 36人 3号認定 24人	×
38	めぐみ幼稚園 (立川富士見学園)	富士見 町 1-7-16	522- 4606	3歳児～ 5歳児	7：30～ 18：30	7：30～ 18：30	8：00～ 16：00	2号認定 10人	×

※上記の内容は、変更となる場合があります。最新の情報は各施設に直接お問合せください。

【市役所で申込みができない保育施設①】 各施設に直接お申し込みください。

《認証保育所》 東京都が認証する保育所の基準を満たした施設です。

施設名	所在地	電話 (042) -	受入月齢	開所時間
すくすくワールド	曙町 2-34-6 小杉ビル 5F	528- 6550	5か月～就学前	7：30～20：30
保育室 スマイルエッグス	上砂町 4-52-1	538- 7666	57日～2歳	7：00～20：00
ポピンズナーサリー スクール立川	柴崎町 3-1-1 ecute 立川 4F	521- 5304	57日～就学前	7：00～21：00
城南ルミナ保育園立川	柴崎町 2-3-18 第二条ビル 2F	548- 3045	57日～就学前	7：30～20：30
つくし保育園	栄町 3-24-12	536- 1594	57日～就学前	7：00～20：00

《企業主導型保育施設》

受入月齢等、詳しくは園に直接お問い合わせください。

「地域の企業がつくった保育園」で、認可外保育施設に位置づけられています。

施設名	所在地	電話 (042) -	受入月齢	開所時間
みらいのたね保育園	錦町 1-4-4 サニービル 2F	512- 8585	2歳～就学前	7：00～20：00
みらいのたね保育園ふたば	錦町 1-6-16 パドルウエスト 2F		2か月～ 1歳	7：00～20：00
はあと&ぽけっと保育園	曙町 3-24-8 ストーク立川 1F	595- 8494	6か月～2歳	7：30～18：30
手ぶら保育園まるまーる	高松町 2-25-34 アローム石川 1F	070- 9101- 4056	3か月～2歳	8：00～19：00
わくわく宝船保育園立川	富士見町 5-3-15 アルスコート 1F	512- 8886	2か月～ 2歳	7：00～20：00
Fuji 赤とんぼ保育園	泉町 500-4	595- 8555	2か月～ 就学前	7：00～20：00
森の子ナーサリー	富士見町 2-36-43	523- 7601	2か月～ 2歳	7：00～19：00
ゆめの木保育園	柴崎町 3-10-11 サルティ 101	506- 0254	5か月～2歳	7：30～19：30
キッズランド ペガサス	富士見町 1-26-10 コミュニティビル安庵 1F	595- 8072	2か月～ 2歳	7：00～20：00
ベネチアンベイベー	富士見町 1-3-14	525- 4511	2か月～ 2歳	8：00～18：00
プラスキッズみらい保育園 立川園	曙町 3-21-21 武蔵ビル 1階	512- 5075	6か月～2歳	7：00～19：00
Fuji れもん保育園	緑町 3-1 GREEN SPRINGS W3 130	548- 5333	2か月～ 就学前	7：00～20：00
なずな保育園	柏町 4-63-19-1F	537- 7411	6か月～2歳	7：00～20：00
東京賢治シュタイナー学校 つめくさ保育園	柴崎町 6-19-15	512- 9461	10か月～2歳	7：30～18：30

※上記の内容は、変更となる場合があります。最新の情報は各施設に直接お問合せください。

認証保育所は保育無償化の対象となります。企業主導型保育施設の無償化については各保育施設にお問い合わせください。

【市役所で申込みができない保育施設②】

≪定期利用≫ 認可保育園の一時預かりスペースを利用して、継続的に預かります。

○申込条件

- ① 児童が保護者の就労により保育を必要としており、かつ保育施設に在籍していないこと。
- ② 保護者の就労時間が、1 か月あたり 48 時間以上であること。
- ③ 児童が市内に在住しており、集団保育が可能な就学前児童であること。

○申込期間 申込みは、児童1人につき1施設に限らせていただきます。

① 令和7年4月からの利用の申込み

申込期間	令和7年1月28日（火）～2月28日（金）まで （土日祝日・休園日を除く）
申込時間	10時～16時
受付窓口	利用を希望する定期利用保育実施施設

②令和7年5月以降の利用の申込み

申込期間	利用月の前月の15日まで （土日祝日・休園日を除く）
申込時間	10時～16時
受付窓口	利用を希望する定期利用保育実施施設

○申込方法

下記の書類を、希望する実施施設へ提出してください。 ※市役所では受付できません。
書類は各実施施設で配布しています。

- (1) 定期利用保育（解除）申請書
- (2) 申込児童の状況票
- (3) 就労証明書

○利用者の決定

お申込みのあった方の中から、定員の範囲内で、定期利用保育実施施設において利用者を決定します。なお、欠員が生じた場合には、期間内に申込みのあった方の中から繰り上げて決定をします。それでもなお欠員が生じる場合には、改めて申込みを受付することとします。

○実施施設

施設名	受入月齢	定員	住所	電話番号	利用時間
上砂保育園	2 か月～ 就学前	2 人	上砂町 1-13-1	534-6508 (定期専用)	午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・休園日を除く)
富士見保育園	満1歳～ 就学前	3 人	富士見町 2-26-1	522-2834	
諏訪の森保育園	6 か月～就学前	5 人	柴崎町 1-4-4	522-2589	
柴崎保育園	3 歳児クラス～ 就学前	2 人	柴崎町 1-16-23	525-0066	
至誠保育園	満1歳～ 就学前	3 人	錦町 6-26-13	524-1500	
西国立保育園分園		1 人	羽衣町 1-21-11	522-6249	
江の島保育園		1 人	栄町 5-20-3	536-1443	
栄保育園		2 人	栄町 3-33-3	525-0815	
れんげ砂川保育園	6 か月～就学前	3 人	若葉町 4-24-31	536-5281	
あおば保育園	満1歳～ 就学前	2 人	幸町 4-52-1	536-3912	
たかのみち保育園本園		3 人	幸町 6-32-1	537-0016	
森の子こども園		4 人	砂川町 8-30-7	538-0729	
見影橋保育園		2 人	砂川町 3-23-2	536-1644	
立川ひかり保育園		1 人	一番町 2-22-1	531-1273	
わんわん保育園	2 か月～ 就学前	3 人	西砂町 6-12-4	520-0041	
西砂保育園	満1歳～就学前	2 人	西砂町 2-63-2	531-0514	

○定期利用保育利用料 ※定期利用保育は保育無償化の対象となる場合があります。

利用時間（1 か月）	利用料(月額)
48 時間未満	11, 000 円
48 時間 ～ 64 時間未満	15, 400 円
64 時間 ～ 80 時間未満	19, 800 円
80 時間 ～ 96 時間未満	24, 200 円
96 時間 ～ 120 時間	29, 700 円

【一時預かり】 ※一時預かりは保育無償化の対象となる場合があります。

就労・疾病・入院・出産等はもちろん、育児疲れのリフレッシュ・冠婚葬祭等の理由を問わず、預けることができます。立川市民のみ利用できます。

施設名	住所	電話番号 (042) -	受入月齢
上砂保育園	上砂町 1-13-1	534-6508 (定期専用)	57 日～就学前
富士見保育園	富士見町 2-26-1	522-2834	6 ヶ月～就学前
諏訪の森保育園	柴崎町 1-4-4	522-2589	5 ヶ月～就学前
柴崎保育園	柴崎町 1-16-23	525-0066	満 1 歳～就学前
立川市子ども未来センター	錦町 3-2-26	529-8664	57 日～就学前
至誠保育園	錦町 6-26-13	524-1500	5 ヶ月～就学前
西国立保育園分園	羽衣町 1-21-11	522-6249	満 1 歳～就学前
江の島保育園	栄町 5-20-3	536-1443	
栄保育園	栄町 3-33-3	525-0815	
れんげ砂川保育園	若葉町 4-24-31	536-5281	57 日～就学前
あおば保育園	幸町 4-52-1	536-3912	満 1 歳～就学前
たかのみち保育園本園	幸町 6-32-1	537-0016	
森の子こども園	砂川町 8-30-7	538-0729	
見影橋保育園	砂川町 3-23-2	536-1644	
立川ひかり保育園	一番町 2-22-1	531-1273	
わんわん保育園	西砂町 6-12-4	520-0041	57 日～就学前
西砂保育園	西砂町 2-63-2	531-0514	3 ヶ月～就学前

○手続き方法

事前に登録・予約が必要となります。
利用を希望する施設へ電話でご連絡ください。

- 里帰り出産で一時的に利用、被災、DV被害等の緊急時は応相談。
- 利用料は各施設で異なります。時間により 1, 000～4, 000 円程度
- 利用時間は祝日除く、月～金曜日の 9 時～17 時
※立川市子ども未来センターのみ土日曜日も利用可、8 時 30 分～17 時

【緊急一時保育】

保護者の死亡、病気や出産のための入院など以下①～⑤に挙げる事由により、昼間保育する方がおらず、且つ一時預かり等をあたった上で他に手段がない場合、緊急に保育が必要な児童を市内の保育施設で一時的にお預かりする制度です。立川市民のみ利用できます。

利用条件 ※いずれかに該当すること	① 保護者が疾病、出産その他により入院している。 ② 保護者が死亡、行方不明その他により不在である。 ③ 保護者が家族の入院その他により看護している。 ④ 災害その他により児童の保育が一時的にできない。 ⑤ その他緊急一時保育の必要があると認めたとき。
利用期間	同一年度内に同一の事由につき 2 週間以内。 ※特別な事由があると認めた場合は 1 か月以内。
利用時間	8 時 30 分から 17 時までの必要な時間 原則、月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
利用料	1 日 1, 500 円 ※生活保護・住民税非課税世帯等で支払いが困難な場合は減免制度があります。
実施施設	立川市内の認可保育園

○手続き方法

利用希望日の 2 週間前から申請を受け付けます。
受け入れの可否について確認をしますので、立川市役所保育課へ電話でご連絡ください。

利用調整後、保育課窓口にて利用申請をしていただきます。
児童を預ける理由を証明できるもの（出産の場合は母子手帳、病気の場合は診断書等）が必要となります。

【申込みに関する Q & A】

Q1. 申込みについての相談窓口はどこですか？

A. 市役所保育課へお越しいただくか、電話でご相談ください。

※保育課窓口での相談の場合、先に相談中の方がいらっしゃるとお待ちいただくことがあります。
時間に余裕をもってお越しください。

Q2. 子どもに障害があります。保育施設は利用できますか？

A. 集団生活が可能という主治医の判断と、主治医の指示・助言を受けて保育施設で安全に生活するための保育環境が整った時点より保育施設を利用することができます。

「☐Z 申込児童に関する意見書（診断書）」を主治医に記入してもらい、申請書に添付してください。

※施設によって保育の内容や、職員体制が異なります。
申込みを希望する施設は、事前に見学してください。

Q3. 食物アレルギーに除去食で対応してもらえますか？

A. アレルギーの内容や程度によって、代替え食や除去食の提供、またはお弁当の持参をお願いするなど、施設によって対応が異なります。
必ず、申し込み前にご希望の施設にご確認ください。

Q4. 書類を記入するペンは何でもよいですか？

A. 必ず黒のボールペン・万年筆で記入してください。

以下のものは使用不可です。

×消えるペン、鉛筆・シャープペンシル

×黒以外の色がついたペン

（※赤・青色ペンは職員が事務処理用に使用するため不可）

Q5. 入所できなかった場合、育児休業の延長・給付金の手続きが必要なので「利用不可通知」を発行してもらえますか？

A. 入所ができなかった方には、初回申請月のみ利用不可の通知を発行します。

希望する保育所等に入所できなければ、育児休業の延長を許容できる

場合又は認可外保育施設の入所を許容できる場合、育児休業延長許容等同意書 ☐ を

提出することで指数を低くつけて選考します。

（利用不可になることをお約束する書類ではありません）

※利用可となったにもかかわらず入所を辞退した場合は、「利用不可通知」は発行されません。

また、育児休業給付金の延長をするには利用申込書全ページのコピーが必要になります。

申請書を保育課に提出する前に、ご自身でコピーを取ってください。

育児休業給付金制度の詳細は、管轄のハローワークにご確認ください。

Q6. 立川市に引っ越し予定で保育園の申請をしたいです。転入予定がわかる

書類の提出ができないと、選考に影響はありますか？

A. 提出があるまで選考対象外となります。利用不可通知も発行されません。

利用調整の対象となるためには、下記の方法があります。

【1】期限までに書類を提出する。

【2】転入予定がない（未定）ものとして、現住自治体を通して申請をする。

（市外民扱いのため、市民を優先して選考します。0～1 歳クラスは申請不可。）

Q7. 就労証明書に不備がありました。修正はどうしたら良いですか？

A. 必ず就労先へ修正を依頼してください。保護者自身で修正したものは無効になります。

※修正液・修正テープの使用も無効

二重線で削除し、正しい記載をしてください。

Q8. 提出した就労証明書と状況が変わった場合、入所に影響はありますか？

A. 提出された就労証明書の状況は、入所した後も継続するものとして利用調整をおこないます。
申請時点でどうなるかわからない場合は、「申し込みにかかる確認票」の「転職」にて「□未定」にチェックをし、「雇用内容変更」にて該当する項目にチェックをしてください。
「申し込みにかかる確認票」提出後に退職・転職・雇用内容（就労日数・就労時間・給与）の変更があった場合には、至急保育課に連絡してください。
必要に応じて提出書類をご案内します。（変更届・就労証明書など）
内容によっては「求職中」として再選考を行い、入所取消や退園となる場合があります。

Q9. 書類の不備や間違いは、どういうものが多いですか？

A. 世帯の状況によりさまざまです。

- ・氏名、連絡先、希望施設等の記載すべき項目に空欄がある。
- ・「その他連絡先」が空欄になっている。
- ・父母どちらかの要件書類（就労証明書等）が添付されていない。
- ・就労証明書の記載すべき項目に空欄がある。
- ・3～5歳児クラスの児童が0～2歳児クラスまでの施設（分園等）を希望している。
- ・1歳児クラスから受入れの、愛光みどり保育園、愛光第五保育園サンクレールを、0歳児クラスの児童が希望している。
- ・認可外の保育施設を希望施設に記載している。
- ・申し込みにかかる確認票の必要な項目に回答がない。



Q10. 下の子の出産に伴い、上の子を保育園に預けたいです。指数はどのように付きますか？

A. 入所の要件（理由）を下記より選択していただきます。選択肢によって指数が異なります。
ただし、要件を選択し申請することができるのは出産要件期間（出産予定月・産前2か月・産後2か月）の計5か月間です（多胎の場合は産後9か月まで）。
・出産（20点）………出産要件期間後、退園となります。
・就労又は就労内定（12～20点、内定は8～13点）
…出産要件期間後、就労証明書に記載された契約以上の就労を開始する必要があります。
・求職活動（8点）………出産要件期間後、3か月以内に48時間以上の契約で就労を開始する必要があります。
・保育継続利用（6点）…出産要件期間後、引き続き下の子の育休を取得しながら上の子を預けることができます。復職する必要はありません。
・その他（要件による）…疾病・介護など、入所月中に要件が満たされていることが条件です。

※要件の選択は母のみ可能です。（父母ともに育休で保育園の申請はできません）

Q11. これから出産予定の子どもの申請をしたいのですが、
申請時点でまだ生まれていません。申込みできますか？

A. 4月申請のみ出産前児童の申込みができます。
申請書1ページ目氏名欄には「名字ベビー」と記載し、
生年月日には出産予定日を記載してください。
また健康状態等を記載する「児童状況票」は提出せず、
母子手帳の出産予定日がわかるページのコピーを添付してください。

出生届提出後に「児童状況票」のみ保育課に提出していただきます。
結果の通知は「児童状況票」の提出後に発送します。
なお、2月4日以降に出生となった場合には、5月からの選考となります。

Q12. 育児休業がとれないので、出産に伴い退職（休職）しています。

会社に籍は残っているので入所後は同じ就労先に復帰する予定ですが、
必要書類は何を提出すれば良いのでしょうか？

A. 復帰予定の職場に「就労証明書」の記載を依頼してください。
※依頼の際は、以下の点に注意していただくようお願いします。

①「就労開始日」 → 職場に戻る日
②「直近の就労実績」 → 退職前の3か月の実績
③「特記事項」に出産のため退職したこと、入所でき次第
上記勤務条件で復職予定であることなどのご事情を記載してもらってください。

Q13. 行きたい施設の募集枠がありません。申込みできますか？

A. 申込み時点で募集枠がない施設でも、退所・転所ができることにより
利用調整をすることがあります。
募集枠がなくても、希望があれば申込みをすることが可能です。

Q14. 入所はどのように決まりますか？

A. 締め切り日までにご提出いただいた書類をもとに、保育の必要性（指数、同指数のときの優先度）が高い方から入所を決定します。指数表については 12 ページをご確認ください。

同じ指数、同じ優先度の方がいらっしゃる場合は、保育の要件や子の人数、市民税の所得割額などで決定しています。詳しくは、11 ページをご確認ください。
なお、嘆願書や保育課での相談回数、保育施設への見学回数などは指数に反映されません。

Q15. 書類はどのようなものを提出したらいいですか？

A. 7～8 ページを確認し、ご家庭の状況に合わせた書類を準備してください。

ただし、提出された書類による家庭状況は、入所後も継続しているものとして利用調整を行います。
「入所後はその職場で働く気はない」「入所までに結婚する予定」など、入所後は状況が変わる場合は、入所後の状況に合わせた書類をご提出ください。

転職が決まっているなど、入所後変更する状況がわかっている方で必要書類に迷う場合は、保育課にご相談ください。

提出した書類と入所後の状況が変更していた場合には入所取り消しになることがあります。

Q16. きょうだい 2 人を申込みますが、書類は 2 部必要ですか？

A. 1 部ご用意ください。ただし「児童状況票」や「申込児童に関する意見書」など、お子様に関する書類はそれぞれご準備下さい。

Q17. マイナンバーカードを持っていません。身分証は何を持っていけばいいですか？

下記の 1 及び 2 又は 3 の書類をお持ちください。

1. マイナンバーがわかる公的書類としてマイナンバーが記載された住民票や通知カード
2. 下記の書類から 1 点（氏名・生年月日が確認できるもの）
・ 運転免許証・パスポート・公的機関が発行した顔写真付きの証明証
3. 下記の種類から 2 点（氏名・生年月日が確認できるもの）
・ 健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書・介護保険被保険者証等

Q18. 早く申込んだほうが、入所しやすいですか？

A. 先着順ではありません。
ただし、添付書類の不足・不備等があった場合、書類の再提出を依頼することがあるので、期限に余裕をもってお申込みください。

Q19. 新規申請は、転所申請より優先されますか？転所申請は不利になりますか？

A. 新規申請も転所申請も優先度に違いはありません。

Q20. 希望順位が高い場合や希望施設を多く（少なく）した方が優先されますか？

A. 希望順位や希望施設の数優先度には影響しません。
ご希望の施設を通いたい順番に記載してください。
（一部の認定こども園 3 歳児クラス以上の場合を除く。詳しくは 16 ページをご確認ください。）

Q21. 希望施設の欄は、8 園すべて記入するのですか？

A. すべて記入する必要はありません。希望する保育施設のみ記入してください。

ただし、利用調整は希望した保育施設でのみ行います。
定員を超える申込みがあった場合、どこの保育施設にも入所できないことがあります。
通える範囲内で多くの保育施設を書くことをお勧めします。

その他の Q&A を

立川市ホームページ内でも

公開しています！！



申込書の記入例

※黒のボールペン、万年筆で記入してください。鉛筆、消えるペン是不可

保護者	申請者	フリガナ タチカワ タロウ	生年 月日	⑤ H 61・11・22	電話番号 090-1234-XXXXXX		
	氏名	立川 太郎	個人番号	1111XXXXXX			
	配偶者等	フリガナ タチカワ ハナコ	生年 月日	⑤ H 60・8・8	電話番号 080-1234-XXXXXX		
	氏名	立川 花子	個人番号	222XXXXXX			
現住所	〒 190 - 8666 立川市 泉町 1156 の 9					申請時点で立川市外在住の方	
						転入予定	転入予定日
						有・無	年 月 日頃
申請児童	利用申込みの種別 ※転所希望の場合は、利用中の施設を記入		フリガナ 氏 名	性別	個人番号 生年月日	R7.4.1 の年齢	
	1	☐ 新規 ☒ 転所希望 羽衣保育園 を利用中	タチカワ イチロウ		3 3 3 XXXXXXXX 平成 令和 2・4・25	4 歳	
	2	☒ 新規 ☐ 転所希望 を利用中	タチカワ ジロウ		XXXXXX 平成 令和 4・11・1	2 歳	
	3	☐ 新規 ☐ 転所希望 を利用中			XXXXXX 平成 令和 . .	歳	
利用開始希望日		令和 7 年 4 月 1 日		出産要件での 申込のみ記入		令和_____年_____月まで	
希望施設	第1希望	高松保育園	★申請児童が2人以上の世帯のみ記入してください。 ※必ず①と②の両方に ☒ してください。				
	第2希望	〇〇〇保育園	→	①どちらか1人だけしか入所できない場合の希望			
	第3希望	上砂保育園		☐ 1人だけなら誰も入所しない。	同時		
	第4希望	□□□保育園		☒ 1人だけでも先に入所したい。	順次		
	第5希望	中砂保育園		②入所できる施設の組み合わせについての希望			
	第6希望			☐ 同じ施設に入所できるのであれば入所するが、 別々になってしまうのであれば誰も入所しない。	同園のみ		
	第7希望			☒ 希望順位が低くても、兄弟姉妹が同じ施設に 入ることを優先したい。	同園希望		
	第8希望			☐ 同じ施設に入所することよりも、各々が希望順位の 高い施設に入所することを優先したい。	上位希望		

※希望施設は、最大で8園までです。
※受入月齢・年齢の対象外施設は選考対象外となります。
※分園・小規模保育施設・家庭的保育施設は、2歳児クラスで卒園となります。3歳児クラス以後は、転所の申請が必要です。

同一世帯の子どもの人数 (申請児童を含む。)	2 人	※別居中の生計を一にする子がいる場合は、その子との続柄が確認できる書類及び生計が 同一とわかる書類(その子の健康保険証の写し等)を添付してください。
---------------------------	-----	---

保護者の状況 ※該当する項目に ☒ してください。														
	外勤	自営	疾病	障害	介護	看護	就学	就労内定	求職中	出産	不存在 離婚 未婚 死亡		その他 ※()に内容を記入してください。	
父	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	()
母	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	()
①	保育を希望する時間		☒ 保育標準時間(11時間)		☐ 保育短時間(8時間)									
			※利用できる時間は施設により異なります。											
②	生活保護を受けていますか。		☒ 受けていない		☐ 受給中		※生活保護受給証明書を提出してください。							
③	障害者手帳等の交付を受けた世帯員 はいますか。		☒ いない		☐ いる		※障害者手帳等の写しを提出してください。							
④	【兄弟姉妹が入所している場合のみ回答】 登録済口座から保育料(※)の振替を 希望しますか。(※公立園における副食費を含む。)		☒ 登録済の口座から振替		☐ 改めて口座を登録する									
			※チェックがない場合は登録済の口座から振替を希望しているとみなします。											
⑤	令和6年1月1日時点で 立川市内に住んでいましたか。		父 ☐ はい		☒ いいえ		※いいえの場合 令和6年度課税証明書を提出してください。 (令和7年4月～8月入 所希望の方)							
			母 ☐ はい		☒ いいえ									
⑥	令和7年1月1日時点で 立川市内に住んでいましたか (住む予定ですか)。		父 ☒ はい		☐ いいえ		※いいえの場合 令和7年度課税証明書を提出してください。 (令和7年9月～令和8 年3月入所希望の方)							
			母 ☒ はい		☐ いいえ									
⑦	上記⑤・⑥が「いいえ」の場合で、 1月1日当時海外に住んでおり、 課税証明書の提出ができない方		就労先が証明する給与証明をご提出ください。自営業等の方は収入申告書等を提出してください。											

除いた同居家族 保護者及び申請児童を	氏 名(フリガナ)	申請児童からみた続柄	生年月日(和暦)	職業、幼稚園・学校名、個人番号等
	立川 山男 (タチカワ ヤマオ)	祖父	昭和30・1・1	会社員
	立川 海子 (タチカワ ウミコ)	祖母	昭和35・7・7	パート
			. .	
			. .	

その他連絡先 ※保護者と連絡が取れないときの緊急連絡先	
フリガナ 氏 名	タチカワ ウミコ 立川 海子
電話番号	090-0000-XXXXXX
申請児童との関係	父方の(祖父 ・ 祖母) その他 母方の(祖父 ・ 祖母)()

育児休業給付金の支給期間延長手続きには保育所の利用申込書の写しが必要となります。
申込書提出前にご自身で全ページの写しをご用意ください。

☐コピー等済んでいる。

切り離してご利用いただけます

保育施設 退所・辞退・申込み取下げ 届

立川市長 殿

令和 年 月 日

フリガナ 保護者氏名	生年月日 昭和 平成		連絡先
住 所	立川市		

保育施設の利用について、次のとおり届出をします。

☐ 保育施設を令和 年 月末で退所 ☐ 利用決定した保育施設を辞退 ☐ 保育施設の利用申込みを取下げ	理 由	☐ 転出のため ☐ 幼稚園・他の施設に通う ☐ その他・都合により
--	-----	---

フリガナ 児 童 氏 名	生年月日	退所・辞退・取下げする 保 育 施 設
	平成 ・ 令和 ・	
	平成 ・ 令和 ・	
	平成 ・ 令和 ・	

◆以下は立川市外へ転出する方のみご記入ください。

転出先の住所	市
現在の保育施設を継続しますか？	☐ 継続して通所する ☐ 通所しない

※立川市外から継続して通所する場合、転出先の市区町村で改めて手続きが必要となります。

(お問い合わせ) 立川市役所保育課 入園認定係 ☎ 042-523-2111(内線 1326～1328)

(事務処理欄)

入力	確認	係長	保育振興 担当課長	保育課長

年 月 1日解除	市収受印
年 月 日処理	
利用者負担額 済 ・ 未	

切り離してご利用いただけます

第9号様式（第10条・第14条関係）
立川市長 殿

保育施設申込・在籍児童提出書類

変更認定申請書・変更届

保護者	ｶﾏ 氏名	生年月日 S・H . .	市收受印
児 童	ｶﾏ 氏名	生年月日 H・R . .	
住 所	立川市	電 話	

次のとおり変更がありました（変更します）ので、変更の認定を申請し、又は届出します。
令和 年 月 日

住 所	新 住 所			
	立川市			
世帯構成	変 更 内 容			
	結婚した	養子縁組 有・無	同居を開始・終了した	令和 年 月 日
	結 婚 日	令和 年 月 日	同居人の（氏名・関係）	
	離婚した	まだ同居している・既に別居済み	氏 名 変 更	
	離 婚 日	令和 年 月 日	新 氏 名	（父・母・子）
	出産（予定）日		父の育児取得（予定）期間	
出 産	令和 年 月 日	令和 年 月 日	母の育児取得（予定）期間	
	退職予定	産休取得		
	有 ・ 無	有 ・ 無	令和 年 月 日	令和 年 月 日

就職・退職 転職	続 柄	退 職 日	就労開始日（又は復職日）	
	父・母	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
就労条件	就 労 時 間		就労先住所及び会社名	
	時 分 ～ 時 分	週 ・ 月	旧就労先	
	実働 時間（休憩 分）	日	新就労先	
疾病・介護	続 柄	疾 病	介 護	変 更 が あ っ た 日
	父・母	発病した・治癒した	開始した・終了した	令和 年 月 日
利用時間	希望する利用時間（※どちらかに○をしてください。）			変 更 し た い 月
	標準時間（11時間）	短時間（8時間）	令和 年 月 1 日	※変更は、各月1日付けです。
その他	具体的に書きください。			

***希望施設を変更する場合は、『A1 保育施設利用申込書』を使用してください。**
*産休又は育児取得の場合は、「産前産後休暇・育児休業取得証明書」を添付してください（市書式あり）。
*出産に伴う退職の場合、求職・休職期間は、産前2か月・産後6か月までです（早めに退職した場合は、短くなります。）。
*退職の場合は、必要な書類をご案内しますので立川市保育課までご相談ください。求職期間は、退職後3か月間です。
*新たに就労を開始した場合は、**就労証明書及び初回の給与明細写し**を後日提出してください。
*利用時間を変更する場合は、就労条件欄の「就労時間」「就労日数」にも記入してください。
問い合わせ先 立川市子ども家庭部保育課入園認定係 電話 042-523-2111 （内線 1326～1328）